

# 農業者年金制度の抜本改革に係る検討の経過等について

## - 農業者年金制度研究会座長談話 -

平成13年3月26日

### 1 当研究会における検討の経過

- (1) 21世紀において、農業・農村の持続的な発展を通じて、国民に安全で豊かな暮らしを確保していくため、戦後の農政を抜本的に改革する「農政改革大綱」が平成10年12月にとりまとめられた。また、平成11年7月16日に公布・施行された食料・農業・農村基本法は、21世紀に向けた食料・農業・農村施策の基本指針となるものであり、今後、この食料・農業・農村基本法に即した施策の具体化を着実に推進していくことが求められている。
- (2) 農業者年金制度については、旧農業基本法の農業構造の改善のための施策の一環として、昭和45年に政策年金として創設されたものであり、爾来、100万余の農業者が関係する年金として、着実に農村社会に定着してきたところであるが、一方、農業の担い手不足や農業者の高齢化等が予期せぬ速度で進行し、また、そのような変化を背景として年金財政が急速に悪化してきたことにより、抜本的改革なくしては存続が不可能な状態となっている。
- (3) このような極めて困難な状況の中で、当研究会は、平成11年4月から12月まで12回にわたって会合を重ね、農業者年金制度のあり方について、鋭意、討議・検討を行ってきた。その過程では、現行制度を存続すべきか否か等の問題も含めて根源から議論を深めたところである。
- (4) その結果、12月には「農業者年金制度の今後のあり方について(中間報告)」【別添資料1】を中間的に取りまとめ、  
農業者年金制度の抜本的改革の必要性  
食料・農業・農村基本法の下での年金手法の活用の意義・必要性  
農業者年金制度を継続する必要性  
抜本的改革後の農業者年金制度のあり方

等について、研究会としての基本的考え方を示したところである。

- ( 5 ) なお、これに先立って 11 月には、年金受給権・期待権の法的性格等について、少人数の委員により進めてきた検討を踏まえ、「給付の適正化について」【別添資料 2】を取りまとめ、中間報告に反映したところである。
- ( 6 ) これら当研究会における論議・検討の結果については、中間的に取りまとめたもので、「引き続き検討」とした部分も少なからずあったことから、その時点では行政の検討指針とするに留め、対外的な公表は見送ることとしたものである。

## 2 農業者年金基金法の改正法案に至るその後の経過

- ( 1 ) 以上のような検討経過により当研究会が示した基本的考え方を受けて、平成 11 年 12 月に、農林水産省が「農業者年金制度改革大綱（案）」を明らかにし、農業者年金制度の抜本的改革に向けた具体的な論議・検討が開始されることとなった。その過程では、農村現場の意見も集約しつつ、活発な議論が積み重ねられた。
- ( 2 ) その結果、昨年 8 月、農林水産省は、「農業者年金制度改革について」を省議決定し、さらに、それを踏まえた法制化作業を経て、今般、「農業者年金基金法の一部を改正する法律案」が第 151 国会に提出されたところである。  
その内容は、給付の適正化を図りつつ制度の抜本的改革を行うものであり、農業の担い手確保を目的とする積立方式の新たな政策年金を措置するものとなっている【詳細は別添資料 3】。
- ( 3 ) この法律案については、農業者年金制度を抜本的に改革して継続するという当研究会の中間的な取りまとめの趣旨を踏まえたものであり、また、具体的な内容についても、当研究会が示した農業者年金制度のあり方や給付の適正化に関する考え方をおおむね踏まえたものとなっている。
- ( 4 ) 今般、法律案が提出され、事務局から改正内容及びこれまでの経過の報告を受けたのを契機に、当研究会の検討の結果の内容を公表するものである。

### 3 改正法の施行に向けて留意すべき事項

- ( 1 ) 現行の農業者年金制度は、旧農業基本法が目指した構造政策の一翼を担うものであったが、農業の担い手確保を目的とする新たな農業者年金制度も、新しい食料・農業・農村基本法の「農業の持続的な発展に関する施策」の一環として位置付けられるものである。今後、制度の実施に当たっては、農政におけるこのような位置付けを常に意識し、農業情勢の変化や制度の運営状況に応じて柔軟に対応することにより、農業者年金が果たす農業の担い手確保への寄与を高めることが重要である。
- ( 2 ) 今回の農業者年金制度の改革は、既裁定年金額の適正化措置を講じる等大胆な改革を行った上で、「食料・農業・農村基本法の下での政策年金として再構築する」という、農村現場の要望にも応えて新たな制度を再構築するものである。このため、その趣旨について農業者のみならず国民各層の理解と納得を得るとともに、新制度が担い手の確保という目的を果たすことができるよう、関係団体とも密接な連携を図りつつ、その周知徹底や新制度の円滑な運営に全力を挙げて取り組むことが重要である。
- ( 3 ) 新たな農業者年金制度においては、農業者年金基金が行う積立金の運用が農業者の老後生活の安定を確保する上で極めて重要となる。このため、積立金の運用については、安全かつ効率的な運用が可能となる運用方針とその実施体制の構築や十分な指導監督に努めることが緊要である。また、運用の責任体制の明確化を図るため、受託者責任を徹底するとともに、被保険者等に対し、運用に関して十分な情報公開が行われる必要がある。
- ( 4 ) 新たな農業者年金制度は、現下の農業情勢を踏まえて、農業の担い手を確保するという農政上の目的から政策支援を行うものであり、その実施に当たっては、その趣旨を十分に踏まえ、政策支援に係る要件の具体化及び制度の適切な運営を図っていくことが重要である。